資料４

景観形成方針作成の流れ（案）

野洲市の景観のあり方について検討

第1回委員会

第2回委員会
市民等意向調査内容承認
現地調査

景観資源の現状把握

市民等意向調査
市民・事業者アンケート、ワークショップ等

第3回委員会
現状把握
課題・問題点整理

景観形成方針(案)の作成

第3回委員会の資料８－１
及び第3回委員会での委員意見を基に現状と課題を整理。

現状と課題を踏まえた上で、滋賀県景観計画および野洲市の上位計画（総合計画・都市計画マスタープラン等）で補完し、景観形成方針（案）を作成。

第4回委員会
景観形成方針（案）の検討

景観形成方針（案）の決定

委員会の了解が得られれば市民意見の聴取

委員会
市民意見対応
方針の最終検討

景観形成方針の決定

この間3～4回程度の委員会を開催予定

景観計画の検討
景観形成基準の検討
届出対象行為の検討

景観計画等の決定